

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、お取引先、従業員、地域社会の様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値向上の最大化を重視した経営を推進すべく、内部統制の基本方針を制定して、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と認識しております。

また、取締役会の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要と認識しております。海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

【補充原則4-11】

当社取締役会は、取締役会の有効性、自らの取締役としての評価等を含めた取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示していくことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

純投資目的以外の投資を行う際は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて、当社グループの事業における相乗効果が期待されるか否かによって投資の是非を判断することを基本方針としております。政策保有株式の保有は必要最小限とし、企業価値向上の効果等を勘案して、適宜、見直すこととしています。企業価値向上の効果等が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他事業面で考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討していきます。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資の目的である相乗効果が最大限発揮され、当社グループの企業価値向上に寄与するかどうか等を総合的に判断して、提案された議案を検討し、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間取引】

当社は、取締役、監査役および親会社等との取引（関連当事者間取引）については、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ関係部署間で協議の上、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を確認し、会社法、関連法令及び社内規程に基づいた適切な手続きにより取締役会の承認を得ることとしております。

また、関連当事者間取引の状況を把握するために、年に一回状況調査を行い、関連当事者について管理する体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では企業年金制度を導入していないため、原則2-6については、適用ないものと判断しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)経営理念、経営計画

当社は、下記の経営理念を制定しており、この理念実現を通じて、持続的に成長して企業価値を向上させ、株主利益を長期的に増大させ、もって当社株式を安心して長期的に保有いただくことを可能とするため、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

『アルテリア・ネットワークスは、

- ・創業以来のフロンティア精神を研ぎ澄まし、変化し続ける顧客ビジネスの課題解決に取り組む
- ・独自のネットワークアセットと顧客志向性で差別化し、野心的で柔軟に発想、迅速で緻密に行動する
- ・情報通信プラットフォームの創造を通じ顧客の成長と世の中の進歩に貢献し、社員ひとりひとりの夢を実現する。

当社の経営戦略につきましては、有価証券報告書「第一部 企業情報 第2.事業の状況 1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。また、中期経営計画については、当社のウェブサイトにて開示しております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役・監査役の報酬の決定方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内において、各取締役に求められる職責・能力・会社への貢献及び当社の業績・経営状況を踏まえて、独立社外役員2名を含む3名で構成された取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会による審議及び答申を経て決定することとしております。監査役の報酬は、株主総会で決議された範囲内において、業務分担を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、各分野における豊富な経験・知識、経営者としての能力・資質、経営における広角的な視野を有すること等を選任基準としております。

社外取締役となる取締役候補者は、広範な知識と経験、出身分野における十分な実績を有し、また、経営の監督機能をより強化するために当社の「独立役員選任基準」を勘案したうえで選任しております。

監査役候補者は、会計の監査を含む当社の業務全般の監査面における高度の知識・技能を有すること等を選任基準としております。社外監査役となる監査役候補者は、財務、会計、法務、技術、企業経営等における高い専門知識、豊富な経験を有し、また、監査体制の中立性をより強化するために当社の「独立役員選任基準」を勘案したうえで選任しております。

取締役及び監査役候補者案は、独立社外役員2名を含む3名で構成された取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会による審議及び答申を経て、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会が株主総会で選任議案として付議する候補者を決定することとしております。

なお、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合には、解任することとしております。

(v) 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補及び監査役候補につきましては、株主総会招集通知の参考書類に記載の経歴、経験、実績等を踏まえ、(iv)に記載の選任基準を満たすものとして選任しております。なお、社外取締役候補及び社外監査役候補の選任理由については、本報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「取締役関係」会社との関係(2)及び「監査役関係」会社との関係(2)に記載のとおりです。

【補充原則4-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社は、法令及び定款・取締役会規程上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項等を除き、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化を目指して、当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役、執行役員、本部長をはじめとする当社の経営陣等に委任しております。なお、意思決定や裁権限に関する事項は、取締役会規程および職務権限規程等において明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「独立役員選任基準」については、本報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「独立役員関係」その他独立役員に関する事項に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方と手続き】

取締役の選任にあたっては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な知識・経験・能力を取締役会全体で維持できるよう、多様性を考慮して構成することとしております。現在、取締役5名中、2名を独立社外取締役とし、ガバナンスの強化を図っております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の参考書類や事業報告において開示しております。また、当社の取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合もありますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性に関する分析と評価】

当社取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての評価等を含めた取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示していくことを検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、各取締役・監査役が業務遂行に必要とする経営管理や法的知識などのトレーニング機会の提供・斡旋および費用の支援を行い、知識・経験・能力の持続的拡大に努めてまいります。また、社外役員については、当社のビジネスの理解につながる情報の提供や課題の説明を行うこととしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話の方針】

当社は常務執行役員CFOを責任者とする財務・経理本部をIR担当部署と定めております。IR担当部署は、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めており、その取り組みの一環として、投資家説明会の開催、対話において把握された株主の意見・懸念の検討及びそれらに関する取締役会・担当執行役員へのフィードバックの実施を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	25,000,000	50.00
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人:シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	4,606,100	9.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,589,500	5.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,905,700	3.81
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	781,917	1.56
BNYM TREATY DTT 15 (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行決裁事業部)	629,366	1.26
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A 1300000 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	589,979	1.18
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	500,479	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	442,300	0.88
HAYAT (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行決裁事業部)	371,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	丸紅株式会社
親会社の有無	丸紅株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8002

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引等については、取引の合理性及び取引条件の妥当性を確認し、法令及び社内規程に基づき取締役会の承認を得ることとしております。また、年に一回状況の調査を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

丸紅株式会社は、当社の親会社であり、当社の取締役には、丸紅株式会社の執行役員1名が就任しております。当社は、同社との人的交流・事業連携を通じ当社グループ全体の企業価値の向上に努めております。

また、当社は、丸紅株式会社との間で、「グループ内部統制システム等に関する協定書」を締結しており、同協定に基づき、当社の経営方針、事業展開及び重要な業務執行の決定等にあたっては、丸紅株式会社に対して事前に資料提供及び説明を行い、同社の意見を伺うものとしています。もっとも、かかるプロセスにおける同社の意見は、当社を拘束するものではなく、当社は、丸紅株式会社の意見を参考に自らの責任と判断により意思決定を行うものと定められています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江崎浩	学者											
三宅伊智朗	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江崎浩	○	該当事項はありません。	東京大学大学院教授として、情報理工学分野における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を頂くことが期待され、社外取締役に選任しております。 なお、江崎浩氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。

三宅伊智朗	○	該当事項はありません。	これまで複数の企業の代表取締役を務め、企業経営における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を頂くことが期待され、社外取締役に選任しております。 なお、三宅伊智朗氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
-------	---	-------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員の指名・報酬等に関する意思決定の透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外役員2名及び社内取締役1名の委員により構成され、独立社外役員を委員長とする「指名・報酬委員会」を設置しています。
指名・報酬委員会は、役員の選解任に関する事項及び役員報酬等に関する事項等について審議し、取締役会に答申を行うこととされています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査部門と常に緊密な連携を保ち、監査の方法及び結果についての報告を受けるとともに、その監査を活用し、監査の品質向上と効率化を図っております。
監査役と内部監査部門の間では定期的に情報交換会を実施して情報連携を図るとともに、会計監査人・内部監査部門とは四半期に1回会議を開催し、監査方針・計画、会計監査、内部統制に係る情報連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
目代晃一	他の会社の出身者													
本村健	弁護士													
猪熊浩子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
目代晃一		過去に、当社の親会社である丸紅株式会社の従業員でありました。(1978年～2019年)	丸紅株式会社において長年にわたって情報通信分野で培った経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
本村健	○	——	弁護士として企業法務・コンプライアンス分野において豊富な知識・経験を有していることから、外部からの客観的かつ中立的な経営監督機能が期待され、社外監査役に選任しております。 なお、本村健氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
猪熊浩子		過去に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しておりました。(2015年～2019年)	公認会計士としての専門的な知識、実務経験等により、企業会計・内部統制上の観点から当社の経営に適切な助言および指導をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【独立役員選任基準】

当社は社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び子会社の業務執行者(*1)
2. 当社の兄弟会社の業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者(*2)又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先(*3)又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に多額(*4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社及び子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の親会社の業務執行者又は監査役
8. 当社の主要株主(*5)又はその業務執行者
9. 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
10. 当社から多額の寄付を受け取っている者又は団体の理事その他の業務執行者
11. 上記1に過去10年間に於いて該当していた者
12. 上記2～10に過去3年間に於いて該当していた者
13. 上記1～10に該当する者が重要な者(*6)である場合において、その配偶者又は二親等以内の親族
14. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

(注)

1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2. 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の2%を超えることを言う。

- 5.当社の主要株主とは、議決権の10%以上を直接又は間接的に有している者をいう。
 6.重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
 施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

常勤取締役に対し、短期インセンティブとして変動報酬(単年度業績に連動する金銭報酬)、及び中長期インセンティブとして譲渡制限付株式を導入しております。

変動報酬につきましては、年度業績(連結売上高、連結当期利益、フリー・キャッシュ・フロー)等を評価し、具体的な支給額が決定されます。譲渡制限付株式は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として年額1億円を上限とする導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
 の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内で、各取締役に求められる職責・能力・会社への貢献及び当社の業績・経営状況を踏まえて、独立社外役員2名を含む3名で構成された取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会による審議及び答申を経て決定することとしております。報酬枠は、固定報酬及び変動報酬について、2017年7月17日開催の株主総会で年額300百万円以内と決議しているほか、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して年額100百万円以内で譲渡制限付株式の割り当てに必要な金銭報酬債権を付与することにつき決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を含むすべての取締役・監査役に対し、取締役会事務局である経営管理室が、取締役会における実効性のある審議を可能にすべく、会日に先立って議題並びに月次業績、事業報告に関する資料を送付しています。また、監査役の職務を補助するために監査役付が設置され、社外監査役に対しても監査役会資料の事前送付のほか、監査役監査状況の月次での共有、情報提供を行っております。なお、社外取締役・社外監査役のいずれに対しても、特に重要な事項については、代表取締役社長、担当取締役、執行役員等から必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、社外取締役を含む取締役会における監督機能と、社外監査役を含む監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しております。業務執行に関しては、執行役員制度を採用し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

・取締役会は取締役5名で構成されており、うち社外取締役は2名であります。毎月一回の定例取締役のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要な業務執行の意思決定並びに業績の状況について報告を受け、対応策を協議するとともに各取締役の職務の執行状況を監督しております。社外取締役は、中立的な立場、または専門的な立場から会社の経営を監督しております。

・監査役会は常勤監査役1名と、非常勤監査役3名の計4名で構成されており、うち社外監査役は3名であります。監査役会は原則毎月一回の定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役会への出席の他、常勤監査役による経営会議や社内稟議の確認を通じて会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等の遵守状況及び想定されるリスクへの対応状況を監査し、執行側への提言を適宜行っております。また、内部監査部、会計監査人と定期的に連携をとり、監査役監査の効率性・実効性を高めるように努めております。

・また、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を置くことで、経営の客観性と透明性を確保しております。

また、監査役会は、社外監査役が半数以上を占めており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べることができるよう、経営に対する監視・監督を強化しております。

さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底が確保できるものと認識しており、現行の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法令に基づいて遅滞なく招集通知を発送しておりますが、今後は株主が株主総会議案に十分に審議できるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主に出席いただけるように、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、議決権電子行使プラットフォームの利用につき検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現時点では、議決権の電子行使等は行っておりませんが、今後は機関投資家の比率等を見ながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、招集通知の英訳化につき、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に従って、株主、投資家をはじめ、すべてのステークホルダーに対して公平性、透明性、適時性をポリシーとしてディスクロージャーを行ってまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場前に機関投資家向け説明会を開催しており、今後も、定期的に開催していく予定です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場前に海外投資家向け説明会を開催しており、今後も、定期的に開催していく予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIRサイトを設置し、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・経理本部をIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場の尊重に向けた行動準則として以下の内容を含む行動憲章を定めております。 1. 公正、透明な企業活動 2. コーポレート・ガバナンスの推進 3. 個性の尊重と独創性の発揮 4. 新しい価値の創造 5. 社会貢献や環境問題への積極的な関与 6. 地域社会の繁栄に対する貢献

環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると認識しており、当社の行動憲章に従い、社会貢献、環境問題等の取り組みにつき、検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。 株主等のステークホルダーが公平かつ容易に当社に関する情報にアクセスする機会を確保することが重要であると考えており、ウェブサイトを拡充し、ステークホルダーに情報を提供する方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、当社の内部統制システムについて、以下のとおり決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は1年とする。
取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令及び定款、「取締役会規程」を含む諸規定に基づき、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する機関として一箇月に一度開催する。
監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
当社グループにおいて「行動憲章」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、コンプライアンス委員会を三箇月に一度開催し、法令等遵守の意識の定着と運用の徹底を図るための諸活動を推進し管理する。
当社グループの法令及びコンプライアンス違反に関する通報・相談窓口として、社内相談窓口の他、社外弁護士を窓口とする外部相談窓口を設置している。また、当社親会社である丸紅株式会社が設置する丸紅グループ相談窓口を経由した通報・相談も可能な体制としている。
社長直轄の内部監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループの業務活動が法令、定款及び社内諸規定に準拠し、合理的かつ効率的に運営されているか否かを監査する。
「反社会的勢力排除規程」及び「反社チェックマニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力に対する方針および体制を構築している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、対象文書、保存期間及び文書管理責任者を「文書管理規程」で定め保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの経営を脅かす危機が発生した際の損害及び損失を最小限にとどめるための具体策を「危機管理規程」及び「危機管理初動対応要領書」、「災害対策マニュアル」、「BCPマニュアル」として定め、外部・内部環境の変化に応じ適時見直しを行う。
当社グループのリスク管理体制の基本事項を「リスクマネジメント規程」として定め、当社CAOを委員長、当社グループの業務執行取締役及び執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会を三箇月に一度開催し、リスク管理に関する事項を審議する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループでは経営方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき具体的な目標を定め、その結果を管理・評価する。
当社グループでは、諸規程において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定方法を明確に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にし、迅速かつ的確な経営判断を行うため、取締役会を原則として一箇月に一度開催する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、重要事項について、当社の取締役会への報告または承認のもと実施される。
監査役及び内部監査部は、「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に基づき、会計監査及び業務監査を実施し、関係会社における経営の合理化・効率化及び業務の適正を監査する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査の実効性を高め、監査職務を円滑に遂行するため、監査役からの要請に応じて、監査役職務を補助するための監査役付を置く。
監査役付の人事異動及び人事評価においては、監査役の同意を得ることとし、監査役は必要に応じて監査役付の変更を申し入れることができる。
監査役職務を補助する監査役付は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
監査役と代表取締役は定期的に会合を持ち、業務執行状況について報告をするとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換を行う。
取締役及び使用人は、当社に著しい損害及び不利益を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
また、上記に関わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人から報告を求めることができる。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会、執行役員会及びその他重要会議に出席し、取締役等から業務執行状況を聴取し、また関係資料を閲覧することができる。
監査役は、内部監査部及び会計監査人と十分な連携を図り、必要に応じて取締役等に問題提起できるよう取締役会に出席する。
監査役は必要に応じ、弁護士、公認会計士、その他外部専門家から意見を徴収し、適時適切な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、社会的責任およびコンプライアンスを重視し、反社会的勢力といかなる関係も持たず、透明性のある事業活動を推進することにより、企業価値の向上に努めてまいります。そのため、当社グループでは、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力に対する直接的・間接的な利益供与を防止するとともに、及び社員研修の場においても定期的に注意喚起を促しております。
新規取引先との取引開始にあたっては、信用調査機関を利用した調査やインターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、不適切な取引を排除するように努めております。あわせて、継続取引先についても、定期的にインターネット記事検索等により反社会的勢力の該非判定を行い、取引開始後に新たに不適切な取引が発生しないように努めております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

その他

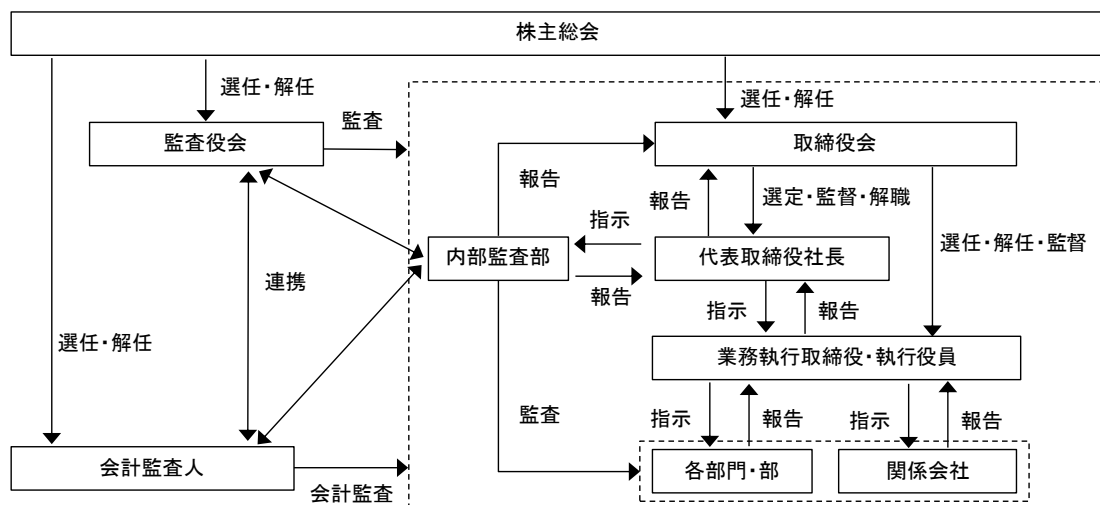
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

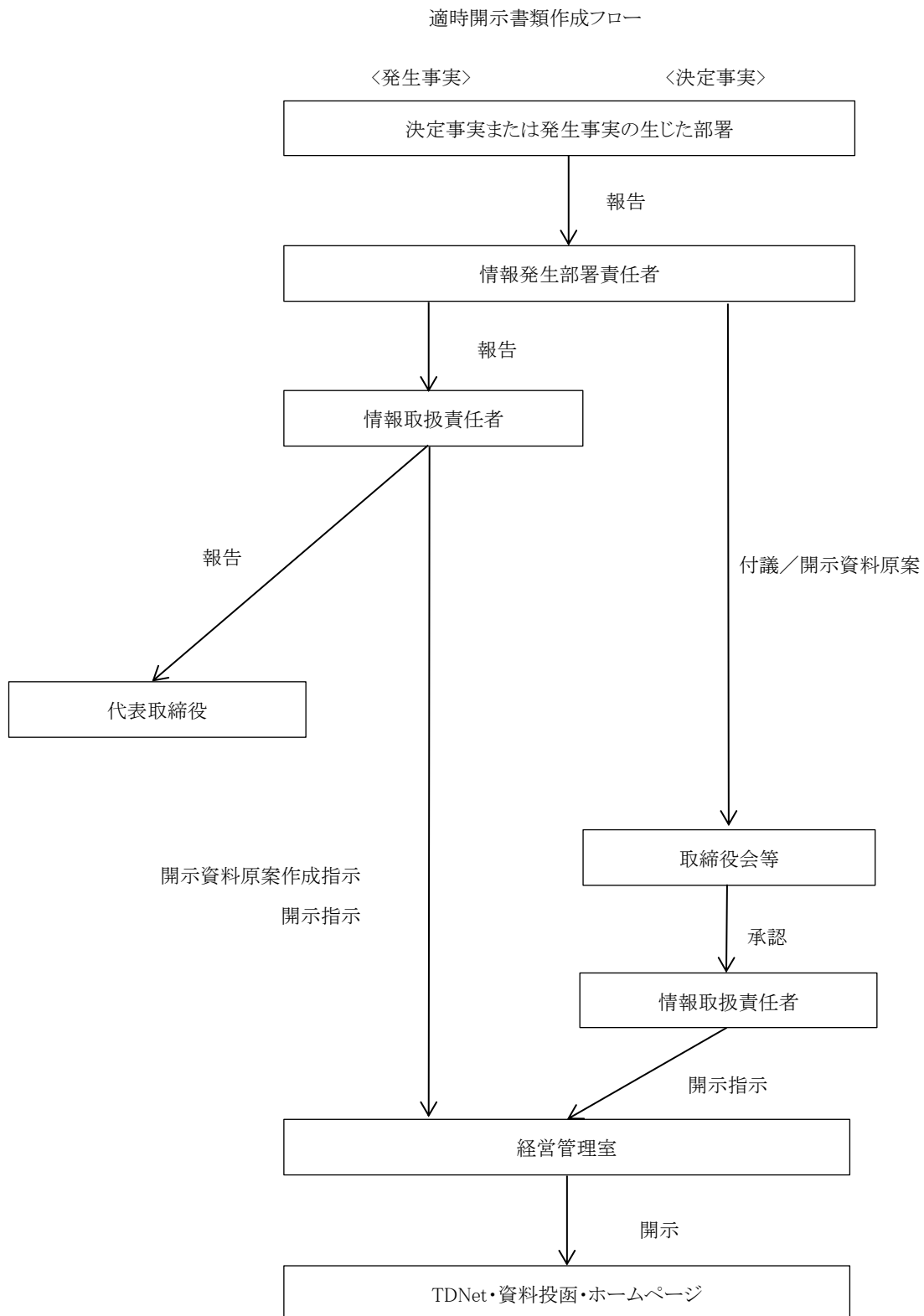
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

[決定事実／発生事実に関する情報]



【決算開示に関する情報】

